

船舶事故調査報告書

平成28年12月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成28年5月2日 08時10分ごろ
発生場所	北海道枝幸町枝幸港北北東方沖 北見枝幸港島防波堤灯台から真方位022°16.5海里付近 (概位 北緯45°11.0′ 東経142°44.9′)
事故の概要	漁船第三十五長栄丸は、投籠作業中、甲板員が負傷した。
事故調査の経過	平成28年6月21日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第三十五長栄丸、9.7トン HK2-22455（漁船登録番号）、個人所有 第210-43595号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定 甲板員A、一級小型
負傷者	軽傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員Aほか4人が乗り組み、かにかご漁の投籠作業の目的で、枝幸港北北東方沖を約5ノットの対地速力で左舷船首部から錨及び甲板上にコイル状にまとめた錨索を投入する作業を数回に分けて行っていた。</p> <p>甲板員Aは、錨索の投入後、次に投入する幹綱にかごを結び付ける作業に備え、左舷中央部付近で待機していたところ、投入中の錨索が、海中に沈まずに塊となって左舷中央部のブルワークを越えて船内に戻り、最後に投入する予定の錨索（以下「本件ロープ」という。）に当たるのを視認した。</p> <p>甲板員Aは、投入中の錨索が当たった衝撃で本件ロープが船外に流出しかけたので、右手で本件ロープをつかんで流出を止めようとしたところ、本件ロープに跳ねられて右手薬指を負傷した。</p>
分析	本船は、枝幸港北北東方沖において投籠作業中、甲板員Aが、流出する本件ロープを手で止めようとしたことから、本件ロープに跳ねられて負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、枝幸港北北東方沖において投籠作業中、甲板員Aが、流出する本件ロープを止めようとしたため、本件ロープに跳ねられたことにより発生したものと考えられる。
参考	船長は、本事故後、次の措置を採った。

	<ul style="list-style-type: none">・ 本船は、本件ロープを甲板上でコイル状にまとめる際、他のものが当たって流出しないよう、海中に投入する直前までカバーを掛けておくこととした。
--	--